

皆さんのまちづくり活動を応援します！

「市民まちづくり活動」に補助金を交付

市では「協働によるまちづくり」を推進するため、自主的で創意あふれる事業を行う団体に補助金を交付しています。



対象となる事業

市民団体による自主的な活動で、市民の福祉向上や公益上の必要性が認められる事業です。

同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象外です。
対象となる団体

市内を活動拠点とし、5人以上で構成された団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、在学していること。

構成員に市税の滞納がある場合や、営利・政治・宗教活動を行う団体などは対象外です。

どんな補助金なの

「スタート支援」

まちづくり活動団体設立や、

事業開始のために必要な費用などを補助し、団体活動の自立を支援します。

対象／結成後2年以内で、活動を継続して行う団体

補助対象経費／団体設立・事業開始のための事務費、講師謝礼、印刷費、通信費など

補助率／補助対象経費の10分の9以内

限度額／10万円(1団体1回限り)

「ステップアップ支援」

まちづくり活動団体が行う新規事業や、事業の拡大などに必要な費用を補助し、地域の活性化を図ります。

対象／設立後1年以上経過した団体

補助対象経費／事業の実施に必要な諸経費

補助率／補助対象経費の10分の8以内

※年度ごとに申請し、最長5年(スタート支援を受けた場合は4年)まで。最終年度は、補助率10分の5以内。

限度額／30万円

〈注意事項〉

人件費、食料費、備品購入費、団体の運営経費などは補助対象経費に入りません。入場料や売上金などの収入がある場合は、補助対象経費から差し引きします。

申し込み方法

市民生活課にある申請書に必要事項を記入し、持参してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。※申請には、市民生活課でのまちづくり活動団体登録手続きが必要が必要です。

申込期間／12月1日(火)～25日(金)

選考方法／書類審査、事業説明による審査

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396

選手たちに声援を！

「第11回旭市民駅伝大会」を開催

小学生から大人まで、たくさんのチームが出場します。力いっぱい走る選手を応援しましょう。

日時／12月20日(日) 午前8時20分

※小雨決行

コース／東総運動場をスタート・中継所・ゴールとする周回コース

スタート／●小学生の部：午前9時 ●中学生・高校生・一般の部：午前10時10分

駐車場／東総運動場西臨時駐車場、干潟支所、干潟公民館、大原幽学記念館駐車場、JAちばみどりひかた支店

※午前8時50分から正午まで、東総運動場周辺道路で交通規制が行われます。

問い合わせ先

旭市民駅伝大会事務局(体育振興課体育振興班内)

☎ 64・1132

